

業務継続計画未策定減算の要件について

	対象サービス	令和7年4月以降の要件	令和7年3月までの要件
1	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介 護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所 生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防 特定施設入居者生活介護	下の①・②のいずれも該当 しない場合に減算 ① 感染症や非常災害の 発生時において、利用者 に対するサービスの提供 を継続的に実施するた めの、及び非常時の体 制で早期の業務再開を 図るための計画（業務 継続計画）を策定する こと ② 当該業務継続計画 に従い必要な措置を 講ずること	左のとおり。 ただし、「感染症の予 防及びまん延の防止 のための指針」の整 備及び「非常災害に 関する具体的計画」 の策定を行っている 場合には、減算を適 用しない。 ※令和6年4月から
2	通所リハビリテー ション、介護予防通 所リハビリテーショ ン		同上 ※令和6年6月か ら
3	訪問介護、訪問入 浴介護、訪問看護、 訪問リハビリテー ション、福祉用具貸 与、介護予防訪問入 浴介護、介護予防訪 問看護、介護予防訪 問リハビリテーショ ン、介護予防福祉用 具貸与		減算なし

※ 1には、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。

※ 3には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援を含む